

令和4年 第4回 北海道議会定例会 予算特別委員会〔総務部所管〕開催状況

開催年月日 令和4年12月12日(月)  
 質問者 日本共産党 宮川 潤 委員  
 答弁者 職員監、職員活躍担当課長兼人事局参事  
 職員厚生課長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>一 職員の長時間労働について</b></p> <p><b>(一) 時間外勤務の上限及び非適用条件について</b>                  本道職員の時間外勤務の上限について及び上限の非適用について、それぞれどのような規定があるのかお示しください。</p> <p><b>(二) 上限非適用の具体的な取り扱いについて</b></p> <p><b>1 非適用職員の割合について</b>                  上限規制を適用しない場合があるということでありました。                  2020年2月4日、総務部人事局人事課から、新型コロナウイルスへの対応のうち緊急事態への対応については、大規模災害等緊急業務に該当する旨の通知を各部に発しています。                  この通知は2022年、今年の11月30日で廃止され、12月1日から「新型コロナウイルス感染症の感染対策に関わる業務」として、保健福祉部感染症対策局感染症対策課など具体的に対象を明らかにする一方、期間は「当分の間」とされています。                  これら2回の文書により、2020年2月より2年10か月以上に渡り、「大規模災害等緊急業務」が継続し、時間外勤務の上限が撤廃されています。                  知事部局の職員のうち、感染対策のために、時間外勤務の上限非適用となっている職員がどの程度いるのか。管理職員以外の職員数と、そのうち何割程度の職員が上限非適用となっていますか、伺います。</p> <p><b>2 時間外勤務の最長時間について</b>                  年を追うごとに、その上限を撤廃された職員の数が増えているということでもあります。現在17%の方が時間外の上限がないという状況であります。                  この上限が撤廃されたことにより、法に触れることなく長時間労働を命じることができるようになっていますが、一方、全国各地で過労死や過労自死事件などが起きているというのも重大な事実であります。                  時間外勤務の1か月最長時間は、何時間働いた職員がいますか、また1年間で最長の時間外勤務は、何時間か、それぞれ明らかにしてください。</p>	<p><b>(職員活躍担当課長兼人事局参事)</b>                  時間外勤務の上限規制についてでございますが、人事委員会規則に規定される、時間外勤務を命ずることができる時間の上限は、原則、月45時間、年間360時間となっておりますが、通常予見することのできない業務量の大幅な増加に伴い臨時的にこれらの上限を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合は、月100時間未満、年間720時間以内、2か月から6か月の1か月平均が80時間以内などといった上限規制が適用されているところでございます。                  また、大規模災害その他道民の生命、財産に重大な影響を及ぼす緊急事態への対応等、公務の運営上、真にやむを得ない場合には、この上限規制を適用しないこととされております。</p> <p><b>(職員活躍担当課長兼人事局参事)</b>                  時間外勤務の上限についてでございますが、新型コロナウイルス感染症への対応のため、時間外勤務の上限規制を適用しない業務に従事した職員数は、令和元年度では、4月1日現在の管理職員以外の職員数10,231人に対し、321人であり、約3%、2年度では、4月1日現在の管理職員以外の職員数10,204人に対し、1,236人であり、約12%、3年度では、4月1日現在の管理職員以外の職員数10,163人に対し、1,736人であり、約17%となっております。</p> <p><b>(職員活躍担当課長兼人事局参事)</b>                  時間外勤務の状況についてでございますが、令和3年度において、1か月間の時間外勤務が最も多い職員は月271時間、1年間の時間外勤務が最も多い職員は年間1,597時間となっており、いずれも新型コロナウイルス感染症の対応業務に従事した職員となっております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>3 長期療養者について</b>  過労死ラインが1か月80時間ですね。ただいまの答弁は、1か月271時間です。とんでもない時間じゃないですか。休日を全て返上して休日に8時間働いたとすると、この残業した方は、平日毎日約9時間半残業していたという計算になります。  これは健康を害するどころか、命に関わる働かせ方があります。実際に健康を害している職員の方も多いと伺いますけれども、保健所の職員における長期療養者の割合及び知事部局全体の職員の長期療養者の割合をそれぞれ示してください。</p> <p><b>4 時間外勤務の上限撤廃の解除について</b>  保健所の職員は、知事部局全体よりも、2019年度で0.6%、2020年度0.59%、2021年度1.4%も高いということが分かりました。  新型コロナウイルス感染症対策は、重大な業務であることは論を待ちませんが、無期限に長時間労働を許すべきではないと考えます。  上限が撤廃された職員は「最長で何年間まで」などという目安を示すことも必要であると思えますけれども、いかがお考えになりますか。  「大規模災害等緊急業務」は一時的であることを想定しているではありませんか。  新型コロナウイルス感染症が終息するまで、「緊急業務」を続けるということもありうるんですか。  上限撤廃について見直すべきではありませんか、伺います。</p> <p>ただいま、感染予防対策、ワクチンの開発など全て不明だということもありましたが、不明であればいつまでも続けるのかということなんですよ。  そういう働かせ方をずっと続けるのであれば、命に関わることであると、だから状況が不明であるからといっていつまでも続けるということは、私はまずいと思いません、見直すべきだということを改めて強調しておきたいと思えます。</p>	<p><b>(職員厚生課長)</b>  保健所に勤務する職員についてでございますが、保健所における長期療養者の割合は、令和元年度は、職員数989人に対し、31人で3.13%、2年度は、1,020人に対し、31人で3.04%、3年度は、1,038人に対し、46人で4.43%となっております。  また、知事部局全体での長期療養者の割合は、令和元年度は、職員数12,734人に対し、309人で2.43%、2年度は、12,743人に対し、312人で2.45%、3年度は、12,733人に対し、382人で3.00%となっております。</p> <p><b>(職員監)</b>  新型コロナウイルス感染症の対応業務についてでございますが、時間外勤務の上限規制については、道民の生命、財産に重大な影響を及ぼす緊急事態への対応等、真にやむを得ない場合には、適用しないこととされております。  新型コロナウイルス感染症への対応については、感染が拡大した当初は、ウイルスの特性、感染予防の対策、必要な医療、ワクチンの開発状況などすべてが不明であり、組織をあげて未曾有の危機に対応してきたことから、道民の生命や財産を守るため「真にやむを得ない場合」に該当するものとして上限規制を適用しない取扱いを継続してきたところであります。  感染拡大から3年近くが経過し、当初の状況からは事態の変化が見られることから、「真にやむを得ない場合」の範囲の見直しや対象となる所属や職員を限定し、先般、各所属に通知したところでありますが、時間外勤務は、健康の維持のためにも、できる限り最小限にとどめるべきものと考えており、感染症の対応業務については、引き続き、その重要性や緊急性などを見極め、上限規制の適用について適切に対応するとともに、上限規制を適用しない所属におきましても、管理職員が、職員の業務バランスの平準化を図るなど、上限時間を超えることのないよう業務の執行管理に努めてまいります。</p>